

名勝三保松原保存活用計画 資料編



資料編 目次

資料編	44
目次	45
資料編 第1章 目的	46
1-2 他の計画との相関	46
1-3 策定の経過	46
資料編 第2章 名勝の概要	48
2-1 三保松原の沿革	48
2-2 名勝指定の内容	51
2-3 指定地域の変遷	52
資料編 第3章 名勝の本質的価値	53
3-2 本質的価値を構成する要素	53
3-3 本質的価値の維持・継承に関わる要素	61
3-4 名勝地内の本質的価値以外の要素	64
資料編 第4章 現状と課題	66
資料編 第6章 保全	77
6-2 保全の方法（現状変更の取り扱い）	77
資料編 第8章 整備	84
8-2 整備の方法	84
資料編 第9章 運営・体制の整備	90
9-2 運営の方法と体制	90
付録 活動の際の留意点等	103
(1) マツ	103
(2) 海浜植生	107
(3) 過去10年の主な出来事	110

資料 第 1 章 目的

1-2 他の計画との相関、1-3 策定の経過

本計画は文化財保護法にもとづくものだが、他にも複数の法令や計画と関係している。関連する計画や過去の計画、会議記録等の一覧を下表に示す。

文化財保護法（昭和 25 年（1950 年）8 月施行） https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0100000214/ 史蹟名勝天然紀念物保存法（大正 8 年（1919 年）制定）、国宝保存法（昭和 4 年（1929 年）制定）及び重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和 8 年（1933 年）制定）を前身とする、文化財の保存活用に関する日本の法律。
静岡県文化財保存活用大綱（令和 2 年（2020 年）3 月策定） https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/bunkageijutsu/bunkazai/1002115/1020640.html 文化庁の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に基づき策定した大綱。
静岡市文化財保存活用地域計画（令和 6 年（2024 年）12 月認定） https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005202.html 文化庁の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に基づき策定した計画。
名勝三保松原管理計画書（昭和 35 年（1960 年）提出） 高度経済成長期の現状変更の増加に対し、保護に万全を期すために市が作成した計画書。
名勝三保松原管理計画書（昭和 51 年（1976 年）見直し） 開発と松くい虫被害拡大に対し、適切な保存管理を行うために、文化庁、県、市が 3 者で見直した計画書。
名勝三保松原保存管理計画（平成元年（1989 年）3 月） 三保を訪れる観光客の増加や三保真崎周辺整備計画（昭和 62 年（1987 年）策定）を踏まえた、適切な名勝保存管理のために、名勝三保松原管理計画書から名称を変更し改訂した計画。
名勝三保松原保存管理計画解説（平成元年（1989 年）、平成 4 年（1992 年）改訂） 現状変更の取扱基準を解説したもの。
名勝三保松原管理計画（管理のための計画）（平成 12 年（2000 年）策定） 地方分権一括法の施行にあわせた文化財保護法施行令の一部改正による現状変更にかかる権限の教育委員会への委譲にともない、市が策定した計画。
名勝三保松原保存管理計画（平成 23 年（2011 年）3 月改訂） https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/5058/000748505_1.pdf 平成元年に策定した計画を、世界遺産登録を見据え、富士山の眺望についても本質的価値として位置付けて改定した計画。
静岡市三保松原保全活用計画（平成 26 年（2014 年）7 月策定） https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005159.html 富士山世界文化遺産の構成資産として登録されたことを念頭に、世界遺産としての側面からの保全と活用について策定した計画。
三保松原の松林保全に向けた提言書（平成 26 年（2014 年）12 月） 県森林整備課が設置した「三保松原の松林保全技術会議」において示された、三保松原のうち、マツが集団で生えている部分（松林）について、美しく機能的な松林として維持管理していくための提言書。

静岡市世界遺産三保松原保全活用条例（平成 27 年（2015 年）2 月施行） https://www.city.shizuoka.lg.jp/gikai/p008874.html 三保松原を、保全・活用し、世界の人々に愛される場所として将来に伝えていくため、静岡市議会議員提案により制定した政策条例。
静岡市三保松原管理基本計画（平成 27 年（2015 年）5 月策定） https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005162.html 三保松原の松林保全に向けた提言書を受けて、マツが集団で生えているエリアの管理について策定した計画。
記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章（1964 年採択） https://icomosjapan.org/icomos6/ 記念物および遺跡の保護に関する国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の諮問機関である国際記念物遺跡会議（ICOMOS）は、この国際憲章の理念に基づき設置されている。通称ヴェネツィア憲章。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（1972 年採択） https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_1.html https://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf 文化遺産及び自然遺産を全人類のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とした条約。日本では平成 4 年（1992 年）に発効。
富士山 ヴィジョン各種戦略（平成 26 年 12 月策定、27 年 10 月改定） https://www.fujisan-3776.jp/info-lib/documents/visionandstrategies.pdf 世界遺産登録時のユネスコ世界遺産委員会からの、資産の全体構想（ヴィジョン）や来訪者管理戦略などの策定についての勧告を受け、富士山世界文化遺産協議会が中心となって策定したもの。
富士山保全状況報告書（平成 28 年 7 月、令和元年 7 月提出） https://www.fujisan-3776.jp/info-lib/report.html 世界遺産条約履行のための作業指針 199, 201 の、締約国による資産の保全状況の記録と最新状況の提供として、富士山世界文化遺産協議会が作成、提出したもの。
富士山包括的保存管理計画（平成 24 年 12 月策定、令和 2 年 8 月、4 年 3 月改定） https://www.fujisan-3776.jp/plan/plan/protection/index.html 富士山の世界遺産登録に向けて、複数の構成資産を一体として保存し、顕著な普遍的価値を次世代へ継承するために、富士山世界文化遺産協議会が策定した計画。
静岡市三保松原保全活用計画推進専門委員会 開催記録 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s013100.html 名勝及び世界文化遺産としての三保松原の保全活用事業について、進捗を確認し助言を得るための有識者委員会の開催記録。



◀リンク集はこちら（三保松原公式サイト内お知らせ記事）
<https://miho-no-matsubara.jp/archives/5015>

資料 第2章 名勝の概要

2-1 三保松原の沿革

(1) 古代から近代

【砂嘴の形成】

砂嘴とは、海を漂う砂礫が堆積してできる嘴のように細長い地形である。三保半島は3本の嘴からなる複合砂嘴（分岐砂嘴）で、半島西方の安倍川河口及び有度丘陵の海食崖から削り取られた砂礫が波の力で運ばれ、駒越沖から北東へ細長く突起状に堆積してできた。現在の三保付近は約11,000～12,000年前の縄文海進の頃には海だったが、約8,000年前以降から砂嘴の形成が進み、1,300～1,400年前（古墳時代）には現在の半島の中央部まで砂嘴が発達したと考えられている。半島北部では考古遺跡が確認されていないため、3本目の砂嘴は鎌倉期から室町期のあいだに発達したと考えられているが、時期の絞り込みはできていない。また、万葉集掲載の柿本人麻呂の歌「千早ぶる 有渡の渡りの早きせに逢すありとも後にわが妻」、三保村誌、複数の地図や絵図では三保半島が島として記録されており、島であった事実を確認するための調査が試みられている。

- 参考文献 石原武志、水野清秀（2016）駿河湾北部沿岸域における平野地下の浅部地質構造（海陸シームレス地質情報集，駿河湾北部沿岸域，海陸シームレス地質図 S-5）
石原武志（2019）松原フォーラム報告書
依田 美行、黒石 修、根元 謙次（2000）堆積シーケンスからみた三保半島及び半島沖大陸棚の形成（海洋調査技術第12巻 P2_31-2_47）
岡崎颯太、北村晃寿（2020）静岡県三保半島の「瀬織戸の渡し」に関する地質学的調査（静岡大学地球科学研究報告第47号 P15 P-21）

【松原のなりたち】

三保半島先端部のボーリング資料での花粉化石分析から、半島周辺の植生は、約8,000年前に暖温帯上部～冷温帯下部の中間温帯林から温暖湿潤化により暖帯針葉樹林へ変化したと推定されている。

クロマツは、約270万年前頃に出現したとされる日本の固有種である。葉の表皮や幹の樹皮が厚く、マツ属の中でも暑さや乾燥、飛砂に耐性があり、潮風や塩水への浸漬にもある程度耐えられる。古くから日本の海辺の住民は、潮害や飛砂から住居や田畑を守るためにクロマツを植林してきた。三保半島もその例外ではないと考えられる。「三保松原」の言葉が多くの人に詠まれるようになったのは鎌倉時代で、その後近世までの絵図や地図では、半島全体を覆うように繁茂するクロマツが描かれている。明治時代以降、徐々に農地が増え集落が広がり市街地化が進んでいった。現在、マツの群落はほぼ海岸線一帯に限られている。

静岡市の海沿いにはクロマツ林が断続的に分布し、西に隣接する焼津市、東に隣接する富士市にも続いている。

- 参考文献 石原武志（2019）松原フォーラム報告書
Yamada T et al.（2014）Fossil records of subsection Pinus (genus Pinus, Pinaceae) from the Cenozoic in Japan. (Journal of Plant Research vol. 127, 193-208)

【清見潟越しの三保の風景を詠んだ古い歌】

清見潟越しの三保を詠んだ歌としては、東海道を行き来する道中に実際の風景を見て詠んだものだけでなく、想像して詠んだものもあるとされている。

- | | | |
|-----|--------------------------------|---------------|
| 作品例 | 蘆原の 清見の崎の 三保の浦の ゆたけき見つつ 物思ひもなし | 田口益人（奈良時代初期） |
| | 清見潟 富士の煙や 消えぬらん 月影みがく 三保の浦浪 | 後鳥羽院（平安時代） |
| | 清見潟 夜舟漕ぎ出でて 三保が崎 松の上行く 月を見るかな | 中務卿宗尊親王（鎌倉時代） |
| | 清見潟 磯山もとは 暮そめて 入日のこれる 三保の松原 | 藤原家隆（鎌倉時代） |

【室町時代に作られた能「羽衣」と富士見の名所】

能「羽衣」がいつ誰によって作曲されたかはわかっていないが、最古の上演記録は本願寺10世証如の天文日記にある天文5年（1536年）である。羽衣伝説や類似の天女伝説は全国各地に伝わるが、能「羽衣」の舞台は富士を望む三保松原で、この作品が富士見の名所としての三保松原の知名度を大幅

に上げたと考えられる。またこの頃に雪舟が描いたとされる「富士三保清見寺図」は、後代の富士山図に莫大な影響を与えた。



伝 雪舟等楊「富士三保清見寺図」（16世紀）永青文庫蔵

【江戸時代以降の富士参りの歌と浮世絵】

富士参りの歌とは、富士山へ訪れる道者の道中歌で、三重県伊勢志摩地方で数多く伝承されている。三保松原が登場する歌も複数あり、富士山を訪れる道者にとって三保松原は有名な立ち寄り先であったことがわかる。

府中のまちなて 宿とりて 拝み申そや 今浅間 江尻通りて 清見寺 三保の松原 田子の浦
 （伊勢市二見町松下に残る歌）

浮世絵作品例



歌川広重「五十三次名所圖會 十九 江尻 田子の浦 三保の松原」安政元年（1855年）



歌川広重「東海道 十九 五十三次 江尻」嘉永4年（1851年）

(2) 名勝指定以降

【小学校教科書での掲載、唱歌による認知の拡大】

能から歌舞伎、浄瑠璃や日本舞踊にも派生した「羽衣」は、大正から昭和にかけての尋常小学校の国語教科書や唱歌の題材となったことで、さらに全国的な認知が広がった。羽衣伝説は日本の文化を代表するものとして、オペラやバレエ音楽の題材にも取り上げられ海外でも上演されている。国内で小説や漫画、アニメの題材となることも多く、ここ 10 年では複数の吹奏楽作品のテーマにもなっており、唱歌や国語教科書に代わって子どもたちに三保松原の価値を伝えるツールとなっている。

掲載例 尋常小学国語読本巻 3（大正 7～昭和 7 年）「はごろも」

大正少年唱歌 3（大正 8 年）「羽衣」

作詞：葛原しげる 作曲：梁田貞（歌い出し：あれ天人は羽衣の）

新訂高等小學唱歌（第二學年）（昭和 10 年）「羽衣」

作詞：林柳波 作曲：橋本国彦（歌い出し：白いはまべの松原に）

【松葉の利用と自然の遷移】

マツは常緑樹であるが、古くなった葉が年間通じて落葉する。油分（松脂）が多く含まれよく燃える落ち松葉や落ち枝は、燃料として近隣住民の生活に利用されてきた。それによって、自然の遷移が妨げられ美しい松原が維持されてきた。しかし、昭和 40 年代以降、ガスや電気の普及により松葉を使う必要がなくなり、松葉の利用が減少し、松原の維持が難しくなっている。

(3) 世界遺産登録以降

【来訪者の増加、保全の機運上昇とみほしるべ】

世界遺産登録前のイコモスからの除外勧告とその逆転登録は大きな話題となり、三保松原の来訪者数は急増した。松原での松葉かきや砂浜でのごみ拾いの活動も盛んになり、現在まで活動を継続している団体が多い。ガイダンス施設として平成 31 年（2019 年）に開館した静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」では、年間通じてボランティアを受け付けており、令和 5 年度（2023 年度）は 7,500 人以上が保全活動を実施した。

【松原の保全と再生】

世界遺産登録当時の喫緊の課題であったマツ材線虫病対策は、徹底した防除事業の実施により 5 年で微害化を達成した。この微害状態の維持に加え、危険木の対策、老齢大木の樹勢回復、失われた松原の再生などの事業を、確かな技術で継続していくため、令和元年（2019 年）に県市と民間企業が（一財）三保松原保全研究所を設立した。この研究所は、松原保全の事業を受託しながら、学識経験者と連携した体制を構築している。



羽衣の松（3 代目）

2-2 名勝指定の内容

【名勝指定の基準】

国の名勝は、文化財保護法第2条第4項「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」から同法第109条により文部科学大臣が指定するものである。

【大正11年の指定当時の指定基準】

大正11年（1922年）の三保松原の名勝指定は、天橋立、岡山後楽園、金沢兼六園など全国的に極めて著名な名勝と同時の、日本で初めての指定であった。当時の史蹟名勝天然紀念物の保存要目（指定基準）は11あり（その後12が追加された）、三保松原は「九、松林アル砂丘、砂嘴ニシテ著名ナルモノ」として指定された。

内務省（大正10年、1921年）「史蹟名勝天然紀念物保存要目解説 名勝之部」抜粋

九 解説

砂丘は風のため砂の砂丘をなせるもの、砂嘴は砂丘の遠く海中に突出したるものにして本邦各地の海岸に発達しその数多し。これら砂丘及び砂嘴には風力強くして樹木の生育せざるところあるも松樹はよく生育して名勝の地少なからず。福井県気比ノ松原、静岡県沼津千本松原、兵庫県須磨明石、舞子、福岡県千代ノ松原、佐賀県虹ノ松原等は前者の著名なるものにして、日本三景の一なる京都府の天ノ橋立、静岡県の三保ノ松原等は後者の著名なるものとす。



原松ノ保三縣岡静

【現在の名勝指定基準】

昭和25年（1950年）の文化財保護法施行後、新たな名勝指定基準が制定された。新たな基準では、「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文学的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」として11の基準が示されている。三保松原については3と8が適用となっている。

【史蹟名勝天然記念物標識等設置基準規則】

この規則の第1条に基づく標識を、大正12年（1923年）に3箇所を設置した。また、同規則第4条に基づく境界識が三保27-18（現在は名勝地外）に残る。

2-3 指定地域の変遷

名勝管理の経緯について下表に示す。

時期	できごと
大正 11 年（1922 年） 11 月 7 日	市（当時は三保村）が管理団体指定された。
昭和 35 年（1960 年） 5 月 20 日	高度経済成長期の現状変更の増加に対し保護に万全を期するため、文化財保護委員長に「名勝三保松原管理計画書」を提出した。 ・指定区域を「強化地域」「準強化地域」「緩和地域」の 3 段階に分けて管理 ・神の道のマツ保護のための車両通行のとりやめや害虫駆除 ・周辺の旅館や店舗の規制、台風被害からの復旧作業、植樹計画、内浜の埋め立て、真崎水族館の建設 等
昭和 51 年（1976 年） 4 月 14 日	開発と松くい虫被害拡大に対し適切な保存管理を行うため、文化庁、県教育委員会、市教育委員会の 3 者で「名勝三保松原管理計画書」を見直し設定した。 ・指定区域を「特別規制地区（A 地区）」「第一種規制地区（B 地区）」「第二種規制地区（C 地区）」「第三種規制地区（D 地区）」の 4 段階に再編、一部指定解除（昭和 52 年告示） ・マツ材線虫病対策、防災対策、植樹、海岸保全等の松の保存管理
昭和 52 年（1977 年） 4 月 1 日	文部省告示第 44 号にて、一部指定解除を告示。
昭和 55 年（1980 年） 3 月 13 日	文化庁告示第 4 号にて、現状変更許可権限の県教育委員会への委任を告示。
昭和 55 年（1980 年） 4 月 1 日	現状変更許可権限の県教育委員会への委任（個別権限委任）開始。
平成元年（1989 年） 4 月 15 日	三保真崎周辺整備計画の策定に伴い、管理計画を改訂し「名勝三保松原保存管理計画書」として施行した。 ・指定区域を「特別規制 A 地区」「特別規制 B 地区」「第一種規制地区」「第二種規制地区」「第三種規制地区」の 5 段階に再編、一部指定解除、一部追加指定（平成 2 年告示）
平成元年（1989 年） 11 月 21 日	現状変更の取扱基準の解説や、植樹への協力について記載した名勝三保松原保存管理計画書解説を提出した。
平成 2 年（1990 年） 3 月 29 日 8 月 29 日	文部省告示第 31 号にて、一部追加指定、一部指定解除を告示。 文化庁告示第 8 号にて、許可権限委任した地域の一部変更を告示。
平成 4 年（1992 年） 10 月 29 日	管理計画書解説に松の伐採を認めるケースの説明を追加する改訂を行った。
平成 12 年（2000 年） 11 月 27 日	地方分権一括法の施行にあわせた文化財保護法施行令の一部改正による現状変更にかかる権限の教育委員会への委譲にともない、管理のための計画（名勝三保松原管理計画）を策定し、名勝三保松原に関する文化財保護法施行令第五条第 4 項第 1 号ヌ（現行の施行令ではヲ）の指定区域の申出をした。（平成 13 年告示）
平成 13 年（2001 年） 4 月 3 日	文化庁告示第 9 号にて、名勝三保松原に関する文化財保護法施行令第五条第 4 校第 1 号ヌの指定区域を告示。
平成 23 年（2011 年）	名勝三保松原保存管理計画を策定。